

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和4年10月7日

四條畷市農業委員会議事録

令和4年10月7日(金)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 狭山 清隆、築山 義治、林 秀一、久門 廣美 平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

浦川 秀一、田伏 和司

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主査	松原 孝雄
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

日程第1 [議案第98号] 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
日程第2 [議案第99号] 農地法第3条の規定による許可申請の件(所有権移転)
日程第3 [議案第100号] 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第4 [議案第101号] 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、狭山 清隆委員と築山 義治委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第98号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第98号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地の賃貸借は農地法第18条において、知事の許可を受けなければ解約できないことになっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものについては、農業委員会への届出を行うことにより許可を要しません。

今回は農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に書面において合意解約が成立しておりますので、知事の許可は不要になり、農業委員会への通知のみになります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

大字下田原274は下田原ポンプ場の東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の1段目の左側のとおりです。

今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理致しました。

番号2の場所については、位置図No2をご覧ください。

大字下田原102、112、154-1は飯盛霊園の東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の1段目の右側から2段目の右側のとおりです。

今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理致しました。

番号3の場所については、位置図No3をご覧ください。

大字下田原236、237は下田原ポンプ場の北東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の3段目の左側のとおりです。

今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理致しました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

議長

その他なにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第99号

農地法第3条の規定による許可申請の件(所有権移転)

議長
事務局長
事務局書記

議案第99号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されま

すと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No4をご覧ください。

大字下田原274は下田原ポンプ場の東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の1段目の左側のとおりです。

譲受人は申請地に対して貸借関係にあったが、合意解約の後、譲渡人が耕作を継続できないため、譲受人へ相談し、所有権移転に至ったものです。

番号2の場所については、位置図No5をご覧ください。

大字下田原102は飯盛霊園の東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の1段目の右側のとおりです。

譲受人は申請地に対して貸借関係にあったが、合意解約の条件に、離作補償として貸借農地の一部を譲渡するものです。

番号3の場所については、位置図No6をご覧ください。

大字下田原236は下田原ポンプ場の北東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の3段目の左側のとおりです。

譲受人は申請地に対して貸借関係にあったが、合意解約の条件に、離作補償として貸借農地の一部を譲渡するものです。

なお、9月30日(金)午後1時30分から地区農業委員の東山委員、丸石委員と現地立会い調査を行いました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3

議案第100号

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長

議案第100号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。

番号1の場所については、位置図No7をご覧ください。

中野2-1482は四條畷小学校の南西側付近です。

現況は、現地写真1ページ目の3段目の右側のとおりで、転用目的は住宅建築となっております。今回は、すでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出して頂きました。

なお、地区農業委員の田伏委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。

番号2の場所については、位置図No8をご覧ください。

中野2-880-3は四條畷小学校の南西側付近です。

現況は、現地写真1ページ目の4段目の左側のとおりで、転用目的は住宅建築となっております。今回は、すでに転用されておりましたので、農

地法の説明をしたうえで始末書を提出して頂きました。
なお、地区農業委員の田伏委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員
議長

なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第4 議案第101号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第101号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No9をご覧ください。

岡山東3-786-3、790-2は忍ヶ丘保育所の東側付近でございます。

現況は、現地写真1ページ目の4段目の右側から2ページ目の1段目の左側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2の場所については、位置図No10をご覧ください。

砂1-87-4は岡部小学校の東側付近でございます。

現況は、現地写真2ページ目の1段目の右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員
議長

なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記